

《論 説》

サヴィニーとグリム

——二つの歴史法学——

一 ウィーンからの手紙

マールブルク大学の教場で出会って以来、フリードリヒ・カール・フォン・サヴィニー (Friedrich Carl von Savigny, 1779-1861) とヤコブ・グリム (Jacob Grimm, 1785-1863) の親交は生涯にわたって続いた。若きサヴィニーの『法学方法論講義』を丹念に筆記したのもグリムだが、師がパリに留学するに際しては、卒業を犠牲にして当地に赴き、『中世ローマ法史』の執筆を助けるなど、まさに一番弟子の名にふさわしい献身ぶりであった。

サヴィニーのパリ留学は、新婚旅行を兼ねていた。エリック・ヴォルフは、その旅程を詳しく記している。⁽²⁾ これによれば、サヴィニー夫妻を乗せた馬車がパリに着いたのは、一八〇四年の十二月二日のことである。この日、ノートルダム大聖堂ではナポレオンの戴冠式が挙行されている。おそらく、それは偶然の一致ではない。サヴィニーは戴冠式に間に合わせるべく、馬車を急がせたのだ。この年の三月に、ナポレオンは民法典を發布している。

堅 田 剛

若きサヴィニーは、立法者の顔を一目なりとも見たかったにちがいない。⁽⁴⁾

サヴィニーはせっかく蒐集した資料のすべてをパリへの途次で盗まれている。南ドイツの各地で集めた研究資料を馬車に括り付けておいたところ、ロープが切られてトランクごと窃盗にあったことに気がついた。サヴィニーは、急遽マールブルクからヤーコプ・グリムを呼び寄せた。失った資料を回復するためには、有能な助手が必要だったからだ。サヴィニーとグリムは連日国立図書館に通って、必要な文献の抜き書きをつづけた。⁽⁵⁾『中世ローマ法史』はこのようにして準備されたのである。

サヴィニー夫妻とヤーコプ・グリムが帰国したのは、一八〇五年の九月である。同じ月、彼らを追いかけるようにして、皇帝ナポレオンがパリを出発した。たちまちにして、ドイツ諸邦はフランス国民軍に席卷されてしまう。翌一八〇六年の八月には、神聖ローマ帝国が名実ともに消滅した。

グリム一家の住むカッセルはヘッセン選帝侯国の首都であったが、占領後はヴェストファーレン王国の一部に組み込まれ、国王にはナポレオンの末弟ジェローム・ボナパルトが即位した。ヤーコプはフランス語の能力を認められて、一八〇八年にはジェローム王の宮廷司書官に任命された。またサヴィニーは、ランズフート大学を経て、一八一〇年、新設のベルリン大学に正教授として迎えられた。

破竹の勢いであったナポレオンも、一八一二年のロシア遠征で壊滅的打撃を受け、翌年のライプツィヒの戦いでもプロイセン、オーストリア、ロシアの連合軍に敗北を喫した。一八一四年、皇帝ナポレオンは退位し、エルバ島に流された。ナポレオン後のヨーロッパの政治秩序を再編すべく、この年の十一月にウィーン会議が正式に開始された。

いわゆる法典論争は、この一八一四年に始まった。この論争は単なる法学説の争いではない。それはナポレオン

追放後のドイツ統一を視野に入れた、きわめて政治的な意味を内包していた。法典論争の主役となったのは、サヴィニーであったが、その後の政治的な動向は、むしろヤークوب・グリムを中心に展開した観がある。

法典論争のきっかけになったのは、ハイデルベルク大学教授アントン・フリードリヒ・ユステウス・ティボーによる、『ドイツ一般民法典の必要性』と題する論文であった。一八一四年六月十九日付の序文を付して、ハイデルベルクで出版されている。これは直接には、ハノーファー王国の大臣が書いた『ナポレオン法典とそのドイツへの移入に関して』への反駁論文であった。すなわち、ティボーの主張は、フランス軍占領下のドイツにナポレオンの民法典を導入すべしとの国辱的な提言に抗して、解放後の愛国的な立場からドイツ全土に共通する自前の民法典の編纂を訴えるものであった。⁽⁶⁾それはまた、政治的統一に先立って法的統一を呼びかけるとの意味をもっていた。

ティボーのこの論文に対し、ベルリンのサヴィニーはただちに『立法と法学に対する現代の使命』を書いて、法典編纂が時期尚早であることを説いた。統一民法典の必要性は認めつつも、自前の法典は自前の法学の結果であるべきで、今はドイツ法学の構築こそが先決だ、というのがサヴィニーの論拠であった。すなわち、「立法」よりも「法学」を「現代の使命」としたのであった。ナポレオン法典の導入に反対する点では、ティボーとサヴィニーは同じ立場をとったけれども、サヴィニーはドイツ法学の体系化を訴えて、ティボーの立法論とは一線を画した。

『立法と法学に対する現代の使命』は、歴史法学の綱領論文などと呼ばれている。法と民族の一体性を唱え、ドイツ民族に固有の法学の必要性を論じたサヴィニーは、翌一八一五年には、『歴史法学雑誌』を創刊し、『中世ローマ法史』の第一巻を公刊するなど、歴史法学の樹立を宣言した。しかしながら、サヴィニー自身の法学が、いわゆるほど法の歴史的研究に熱心でなかったことは、ティボーの反論をも含めて、当初より各方面で指摘されていた。

サヴィニーの「歴史」法学が「非歴史的」であったということについてここで詳論する余裕はないが、この逆説

に関して以下ではサヴィニーとヤーコプ・グリムの関係を中心に検討してみたい。

そもそも、『立法と法学に対する現代の使命』の最初の読者は、愛弟子のヤーコプ・グリムであった。サヴィニーは、一八一四年の十月十二日付で、ヤーコプ・グリムにできたばかりの論文を送り、こう書き添えている。「貴方の御意見を詳しく書いてください。それをとても楽しみにしています。貴方や弟さんのように絵じて人間的な心情と感覚で読んでくれる人を、私はあまり知らないからです」。サヴィニーがグリムに意見を求めたのは、必ずしも法学者の論理によらず、むしろ「心情と感覚」で受け止めてくれる読者を求めたからであった。

グリムはさっそくサヴィニーの論文を精読し、十月二十九日付で詳細な返事を書いた。師の期待したとおり、それは法学の論文を詩人の心情と感覚で読んだものであった。というより、期待以上の反応であったというべきか。すでにそこには、歴史法学をめぐる、師弟の相違が垣間見えるからである。

グリムの返書は非常に長く、サヴィニーの論文につき逐一その頁数を挙げて意見を付すなど、単なる礼状というよりは書評そのものといっている。

「さて、心のこもった御論文に何千もの感謝。それは私を元気づけてくれました。①御論文は先生がお書きになったものだけに、まったく先生そのものですが、重苦しく、困難で、苦勞の多い、侘びしい時代にあって、かつてのように私を力強く喜ばせ慰めてくれました。②というのも、祖国の問題について先生の声をここに公然と聞くことは、私には格別に価値があり正しいことだからです。③御論文は私が関わりこのところ何度も熟慮してきた研究にも当てはまり、私が大切にしている思想のいくつかを支持するものでもあります。」⁽⁸⁾

グリムはサヴィニーの論文の登場を心から喜び、それを自身の研究に引きつけて論評しようとする。グリムがこのとき準備していた研究については後述するとして、ここではその一端のみを示すこととする。

例えば、サヴィニーは、法は習俗や言語と一体であるとして、法を民族の歴史に結びつけた。グリムはこれについて述べている。「法やポエジーを創造しようとするなど無意味ですし、同様に人間が半端な理性でもって、大地に繁茂するように新鮮かつ穏和に広がる法を発見することもできません。空虚な作り事や誤魔化しは、文法学者や詩人の場合であってさえ、虚栄や無駄にほかなりません。物語や民俗伝承(明らかに法律・書かれざる慣習)そのものは、個々人の生活記録(一時として語られた奇妙な実務上の法律事件とは異なって)であり、他の何よりも生氣と真実をとまっています。しかし詩や小説は、詩人がみずから経験したことを書き、真に心で感じたように感じるときに、そのまま成功するのです」。

サヴィニーが「法」(Recht)と「習俗」(Sitte)と「言語」(Sprache)の一体性を論じたのを受けて、グリムは「慣習」(Gewohnheit)や「物語」(Geschichte)の在りように言及して、その一体性を内在的に捉えようとしている。なぜなら、慣習は歴史的事実であると同時に法的規範でもあるし、物語は言語で語られた歴史にはかならないからである。

同様にして、サヴィニーが「法的象徴」(Rechtssymbol)に言及すれば、グリムはこれを「法の文法」(Grammatik des Rechts)と言ひ換える⁽¹⁾。法的象徴とは、法的意味を有する言語や行為のことで、民俗伝承とも深く関わっている。

総じてグリムの書評は、〈法〉と〈歴史〉を結びつけようとするサヴィニーに同調しながらも、両者をさらに〈言語〉に引きつけて論じようとする傾向がある。ここには師弟の資質の違いもあるだろうが、直接にはグリムがこの

とき準備していた研究に関係する。グリムは、サヴィニーから論文を送られて儀礼的に返信したのではなく、サヴィニー論文のさらに先に示されるべき方向を提示した。

ところで、サヴィニーとグリムの手紙は、ウィーン会議が正式に開催される直前にやり取りされている。そればかりか、グリムはこのときウィーン会議の要員として、ウィーンに派遣されていた。ヘッセン選帝侯国公使の随員として、会議にも参加している。ナポレオンの傀儡国家であったヴェストファーレン王国が解放戦争により崩壊したことで、旧選帝侯国の領土を回復すべく派遣された代表団であった。

もっとも、グリム自身はウィーン会議における列強の駆け引きに失望している。サヴィニーへの手紙にはグリムの当時の住所が記されているが、その末尾には括弧書きで「遺憾ながら」(leider)の一語が記されている。⁽¹²⁾ウィーンからの長い書評は、研究の中断を余儀なくされたための鬱屈の表れでもあった。

二 法の内なるポエジー

法典論争におけるサヴィニーの主張は、ドイツ法学の構築という点にあった。その言に違わず、翌一八一五年に、サヴィニーはゲルマニストのアイヒホルンとともに『歴史法学雑誌』の刊行を始めている。樹立されるべき新しい法学の拠点づくりのためであった。この雑誌の寄稿者たちは、「歴史法学派」と呼ばれることになる。もっとも、主宰者のサヴィニー自身が法の歴史的研究にどれほどの業績を遺したかについては、大いに疑問が残る。同年に第一巻が出版された『中世ローマ法史』は別として、彼のその後の関心は、もっぱら「現代」の法学体系にあり、「歴史」はその構築のための史料提示の域に留まった観があるからだ。しかもその史料も、もっぱらローマ法に

求められ、ゲルマン法には向けられなかった。

サヴィニーが『立法と法学に対する現代の使命』を書いたころ、ヤーコプ・グリムもある論文を準備していた。それはウィーンからの先の手紙の冒頭にも示唆されていたが、この手紙の終わり近くで、グリムはその内容に立ち入っている。

「いつまでに必要かをお知らせくださいれば、最も効率よく古ドイツ法のポエジーについての論文を書きはじめ、個々の資料に入り込むこともできるでしょう。私にとってとくに注目すべき資料（たとえば、殺人金の事例についてのもの、ここにはエッダやドイツ法と、まさにオリエントの習俗とがみごとに合致しております。他には、クレネクルドについてのもの、等）は、報告にふさわしいものと思えます。最終的には、語源学的研究によって、あれもこれも利用することができるでしょう。しかしながら、先生に完成品を提出できるとすれば、次のような率直な条件のもとにおいてのみです。すなわち、先生からみてこの研究が発表にふさわしくなければ、ご遠慮なく無視していただきたい、⁽¹³⁾という条件です。」

ここに引用したのは、サヴィニーの求めに応じて『歴史法学雑誌』への寄稿を承諾した文章である。「古ドイツ法のポエジー」(die Poesie des altd. R.)についての論文であるが、古ドイツ法つまりゲルマン法だけでなく、北欧の英雄伝承であるエッダや東方の習俗にまで関心を広げて、しかもこうしたものを語源学的に統合する試みであることがわかる。そして、こうした壮大な、あるいは無謀な企てについて、グリムは何よりもサヴィニーの評価を気にしている。これも師への単なる儀礼ではないだろう。ゲルマン法はともかくとしても、グリムによるエッダやオリ

エントや語源学への関心は、ローマ法学者サヴィニーの想定した「歴史法学」を大きく逸脱することになる。グリムはそのことを予感し、サヴィニーに予告しているようにみえる。

「古ドイツ法のポエジー」は『法の内なるポエジー』(Von der Poesie im Recht)と題して、一八一五年刊行の『歴史法学雑誌』第二巻に収載された。「ポエジー」とは詩歌のことであるが、グリムの場合、「詩」は「史」にうつる。彼にとって詩は伝承にほかならず、物語られた歴史そのものであるからだ。

『法の内なるポエジー』は、「法とポエジーの結合」「法とポエジーの共通の起源」「言語からの証明」「ドイツ法
の多様な価値」「ポエジー的な形式からの証明」「ポエジー的な法的言語からの証明」「ポエジー的な法的成句からの証明」「ポエジー的な法的規定からの証明」「前節のつづき」「法的象徴からの証明」「信心深さからの証明」「残酷さからの証明」「正直さからの証明」「満足さからの証明」、の十四の節で構成されている。

ここでその全貌を示すことはできないが、第七節「ポエジー的な法的成句からの証明」では、「法的成句」(Rechtsphrasen)としての格言(Spruchwort)‘いわゆる法諺について紹介している。

「ここで挙げられるべきゲルマン法の格言の、いかに多いことだろうか！ たとえば『遺産は乳房からは出てこない』『子供は再び母の膝にもたれる』『血塗れの手は遺産を得ない』『最後の者が戸を閉める』『婦人の相続した動産は橋を越えない』『雌鳥とつがえば雄鳥になる』『雌鳥は城壁を飛び越せない』『不自由な手は自由な手を後ろに隠す』『ヴェールの脇の帽子、帽子の脇のヴェール』『松明が燃やすのは動産である』『教会の財産は鉄の歯をもつ』『雌鳥は尾に手付けをもつ』『娘は母をかじる』『良い挨拶は良い返事』等々といったものである。手軽に教訓を銘記せんとすの試みからばかりではなく、むしろ、事象そのものを確実に把握して言明するために、格言はつね

に比喻に頼らうとするのである。⁽¹⁴⁾

グリムが挙げる法的格言の多くは、遺産相続に関わっている。逐一説明するのは困難だが、たとえば「血塗れの手は遺産を得ない」(blutige hand nimmt kein erbe)とは、親を殺した子は相続の資格を失う、ということであろう。現代民法における相続人の欠格事由規定(たとえば日本民法第八九一条)の散文的な規定に比べると、法的格言が詩的な文体で語られていることは明白である。

同様の法的格言は、第六節「ポエジー的な法的言語からの証明」にも見出される。それは「遺産は剣から糸撚竿に行く」(Das erbe geht vom schwert auf die kunkel) というものである。グリム自身の説明によれば、「剣の親族」とは男系親族のことであり、「紡錘の親族」あるいは「糸撚竿の親族」とは女系親族のことである。⁽¹⁵⁾したがって、この法格言の意味は、遺産相続に際しては、まずは男系の親族を優先し、女系の親族はあとにまわされる、ということである。「剣」は男の象徴であり、「糸撚竿」ないし「紡錘」は女の象徴だからである。

『法の内なるポエジー』の庄巻は、第十節「法的象徴からの証明」である。「法的象徴」(rechtssymbol)とは、比喩的な意味をもった法的言語のことだ。「剣」という言葉が男系親族を意味し「糸撚竿」が女系親族を意味するように、比喻的用法を介して同時に法的意味を担うような日常用語を、グリムは法的象徴と呼んで、その豊富な実例を紹介している。それらは『法の内なるポエジー』の全編にわたって紹介されてはいるのだが、この第十節ではその分類を試みている。

法的象徴は、以下のように八つの項目に分けられる。①「大地」「雑草」「牧草」「茎」「藁」「小枝」「大枝」「細枝」「切株」「棒」といった、契約に関するもの。②「剣」や「紡錘」のような、男女の道具。③「盾」「衣服」「外

套「覆い」「毛皮」といった、覆い被せるもの。④「指輪」「帯」「旗」のような、授与するもの。⑤「鍵」のように、財産に関するもの。⑥「水」「葡萄酒」「血」といった、祝祭的な契約に関するもの。⑦「犬」「猫」「雄鳥」「雌鳥」といった、人的関係に関するもの。⑧「耳引っ張り」のような、象徴的⁽¹⁶⁾行為。最後の「象徴的行為」とは、ある種の振る舞いが法的意味をもつものである。グリムは、象徴的言語の延長上に象徴的行為を加え、言語と行為の両者を統合して法的象徴としているわけだ。

『法の内なるポエジー』は、法と詩の共通の起源を、古ドイツ法たるゲルマン法を素材に証明しようとする企てであった。グリムにとって、法と言語と歴史とは一体のもので、こうした一体性をポエジー(詩歌)やシンボル(象徴)なる言葉が表現している。ヤーコプとヴィルヘルムのグリム兄弟は、すでに一八一二年に有名なグリム童話集、『子供と家庭の童話』を出版していたが、メルヒェン(童話)という言葉についても、同じことが指摘できるかもしれない。「ポエジー」にも「シンボル」にも「メルヒェン」にも、歴史と法と言語が不可分に含まれているからである。

グリムの『法の内なるポエジー』は、サヴィニーの『立法と法学に対する現代の使命』への対抗論文であった。それは両論文の標題にも明らかである。サヴィニーが標榜したのは、なによりも「法学」(Rechtswissenschaft)の完成であった。この言葉はカントに由来するが、法の体系的認識、いわば〈科学〉としての法学をめざすものであった。しかし、グリムは法をあえて「ポエジー」(Poesie)に結びつけ、〈詩学〉としての法学をめざしたのである。グリムは師の主宰する『歴史法学雑誌』に寄稿したけれども、サヴィニーとの根本的な違いについて無自覚であったわけではない。すでに紹介したように、サヴィニーの求めに対するグリムの躊躇は、ウィーンからの手紙に記されていた。同じ「歴史法学」の枠組みの中で、サヴィニーの〈科学〉とグリムの〈詩学〉の亀裂は、さらに深まって

いくことであらう。

ウィーンから戻ったヤコブ・グリムは、カッセルに滞在し、再建されたヘッセン王国で、王国図書館の司書官を務めていた。弟のヴィルヘルムも同じ図書館に職を得ていた。このカッセル時代が、グリム兄弟にとって、最も平穏な時間であったのかもしれない。研究も進み、グリム兄弟の名で『ドイツ伝説集』(第一巻、一八一六年。第二巻、一八一八年)を出版したほかに、ヤコブ・グリムの名で『ドイツ語文法』(第一巻、一八二九年。第二巻、一八二六年)と『ドイツ法古事誌』(一八二八年)を出版している。「ドイツ」の民族性を軸に、歴史と言語と法の研究が同時並行的に進展しているのがわかる。

なかでも『ドイツ法古事誌』は、『法の内なるポエジー』をさらに発展させた研究書であった。「法古事」(Rechtshsalerium)とは、慣習法そのものとしてもいいが、それより法にまつわる物語とするほうが適切かもしれない。実際、『ドイツ法古事誌』には、ゲルマン慣習法を中心に、身分・家族・所有・契約・犯罪・裁判の六篇にわたって、人の一生に関わる膨大な法的物語が蒐集されている。『ドイツ法古事誌』においても、法を語る「詩」的言語が「史」的言語でもあったことはいくらまでもない。⁽¹⁷⁾

その間、サヴィニーは、『中世ローマ法史』の続巻を公刊しつづけていた。一八一六年にはその第二巻を、二二年には第三巻、二六年に第四巻、二九年に第五巻、三一年に第六巻、といった具合である。順調にみえるが、最終刊の第七巻が出たのは、二十年後の一八五一年であった。どうやらサヴィニーの関心は、中世ローマ法の歴史的研究から、ローマ法の現代的応用へと向かったようなのである。その成果はのちに『現代ローマ法体系』(第一分冊、一八四〇年)として現れる。それとともに、サヴィニーの歴史法学は、歴史離れの様相を呈することになる。グリムもサヴィニーから距離を置きはじめたけれど、サヴィニーもまたグリムを置き去りにしつつあるようだ。

一八二九年になって、グリム兄弟はそろってハノーファー王国のゲッティンゲン大学から招聘された。同大学で、ヤコブ・グリムは、ほぼ毎年のように『ドイツ法古事誌』をもとにした講義をおこなっている。ハノーファー王国は、ドイツの領邦でありながらイギリスと同君連合の関係にあり、要するにイギリス国王がハノーファー国王を兼ねていた。そうした関係もあり、一八三二年に裁可された協約憲法は、当時のドイツとしてはきわめて自由主義的なものであった。グリム兄弟は、官吏としてこの新憲法に宣誓した。

ところが、一八三七年にウィリアム四世が死去し、両国の王位継承法の相違にともなって同君連合は解体した。イギリスではヴィクトリア女王が即位したが、女王を認めないハノーファー王国ではエルンスト・アウグストが即位したからである。エルンスト・アウグストは前国王が制定した憲法を一方的に破棄した。これに対して、ゲッティンゲン大学の七人の教授が十一月十八日に抗議声明を出した。「ゲッティンゲンの七教授事件」の始まりである。¹⁸⁾

ゲッティンゲンの七人の教授たちは、新王の怒りに触れて大学を罷免された。このうちの二人はグリム兄弟であった。とくに兄のヤコブ・グリムは、他の二人とともに抗議文の発起人であったので、首謀者とみなされ、ハノーファー王国からの国外退去を命じられた。この事件はドイツ全土はもとよりフランスやイギリスにまで伝わり、国王の横暴に対する非難と七教授への支援の波が広がった。ウィーン体制下の閉塞的な状況にあって、抑圧されていた不満が、自由主義的な国民運動として噴出したのである。

三 ゲルマニステン大会

ゲッティンゲンの七教授事件に際し罷免された七名の教授を支援すべく、ドイツ各地にゲッティンゲン協会が組織された。ベルリンにおいては、ゲッティンゲン協会の責任者にエドゥアルト・ガンスが就任した。ガンスは、ヘーゲルによってベルリン大学の法学部に招聘され、ヘーゲル亡きあと、その法哲学および歴史哲学の後継者たることを自任していた。ガンスは、ユダヤ人であり共和主義者であることでベルリンの保守的勢力から嫌われていたが、学生には絶大な人気があった。

事件から間もない一八三八年の三月二十二日は、ガンスの誕生日であった。学生たちは誕生祝いと称して、実はゲッティンゲンの七教授を支援するデモをおこなった。当日の光景は、次のように語られている。

「三月二十二日は、誰からも愛されたガンス教授の誕生日であった。一八三八年には六百名の学生が、彼らの先生に夕べの音楽を捧げるべく集まった。もっともその本当の目的は、ゲッティンゲンの七教授に敬意を払うことであった。——警察は公道での公然たる行進や音楽に許可を与えなかったので、セレナーデは教授邸〔ガンスはシャルロッテン通り三十六番地に住んでいた〕の中庭で演奏されるしかなかった。しかも家の扉は開かれていた。こうして中庭ばかりか玄関や道路までもが、セレナーデを聴こうとする人々でいっぱいになった。——セレナーデがゲッティンゲンの教授たちへのデモンストレーションとして利用されるであらうことを誰もが知っていたので、積極的な参加がなされたのである。近衛連隊の音楽が演奏された。学生たちはガンス教授のために雷の

ような万歳を唱えた。ガンスが彼らに礼を述べたので、本来セレナーデは終わるはずであった。ところがその代りに、学生たちはゲッティンゲンの七教授のために二度目の万歳を捧げたので、その間、近衛連隊の音楽は通常のファンファーレで調子を合わせるはめになった。¹⁹⁾」

罷免された七教授を支援するために、ゲッティンゲンにおいても学生たちの大規模なデモが起きた。だがそれは、武力による威嚇に加え、グリムらが国外退去させられたことによって、沈静化したようにみえた。ところが、ゲッティンゲンの事件がベルリンに飛び火し、その中心に共和主義者ガンスがいたという構図である。ウィーン体制下の抑圧的な政治状況は、一八三〇年のパリ七月革命の影響もあり、ようやく崩壊の兆しを呈してきた。ことはハノーファー王国の国内問題に留まらず、プロイセン王国に波及した。

ヤーコプ・グリムとエドゥアルト・ガンスのあいだに、政治思想上の共通性は見出せない。それどころか、グリムは本質的には非政治的な人間で、七教授事件においても、憲法擁護の政治的な立場というよりは教師としての人格的高潔さによって学生の信頼を集めていた。ガンスはヘーゲルの弟子でありグリムはサヴィニーの弟子であるが、ベルリン大学にあって、ヘーゲルの法哲学とサヴィニーの歴史法学とは、法や国家の理解において対立的な関係にあった。しかもガンスは、師のヘーゲル以上に、サヴィニーを公然と批判していた。ベルリンでの学生デモは、ガンスとゲッティンゲンの七教授を支持するためのものであった。七教授の中心にはグリムがいた。

サヴィニーは、罷免されたグリム兄弟に援助の手を差しのべなかった、といわれる。サヴィニーはプロイセン皇太子の師傅を務めており、またハノーファー国王とプロイセン国王とは親類であったから、立場上動けなかったのかもしれないし、あるいは、ガンス憎さのあまり、グリム兄弟を同類とみなしたのかもしれない。しかし、サヴィ

ニーの義妹ベッティーナが、グリム兄弟のベルリン招聘に尽力した。実現したのは、一八四〇年の十一月のことである。六月の父王死去にともない、皇太子が王位に即いたことが大きかったようだ。皇太子はガンスを嫌っていたが、グリム兄弟には好意的であった。してみると、彼の決断にはやはりサヴィニーの後押しがあったのかもしれない。新王フリードリヒ・ヴィルヘルム四世は、「玉座のロマン主義者」と呼ばれて国民から歓迎された。

ハノーファー国王の代替わりにともなってゲッティンゲンを追放されたグリム兄弟は、プロイセン国王の代替わりによってベルリンに招聘された。王立科学アカデミーの会員として、大学で講義することを許されたのである。一八四一年三月におこなわれた、ベルリン大学におけるヤーコプ・グリムの初講義について、ベッティーナ・フォン・アルニムは次のように報告している。

「ヤーコプ・グリムは、教室に入ったとき、果てしない歓声で迎えられました。……六百名の学生のために、一番大きな講堂が開放されねばなりませんでした。彼が廊下を通ってきたとき、ドアのところにはいた学生たちは、万歳！と叫びました。ただちに巨大な炎のように、万歳の声が広間に轟きました。学生たちはベンチに飛び乗り、帽子を振り回して、叫んだり拍手したりしていました。『もう一度！』。万雷の拍手は十分間も止みませんでした。」⁽²⁰⁾

三年前のガンス誕生日デモに参加した六百名の学生と、グリムを教室で迎えた六百名の学生が同じであるはずはないし、政治的心情も微妙に異なっていた。それはガンスの過激な共和主義というよりは、ロマン主義的な民族主義のほうではなかったろうか。ハノーファーやプロイセンというウィーン体制的枠組みは超えるが、ガンスのよう

に「一挙に「普遍」をめざすのではなく、「ドイツ」の限度でより現実的な統合が期待されたということだろう。ゲッティンゲンの七教授事件からドイツ三月革命にいたるまでの政治の季節、いわゆる三月前期は、エドゥアルト・ガンスの普通法史ではなくヤークォプ・グリムの歴史法学を軸に急転回した。

一八四六年の九月、フランクフルトにおいてゲルマニステン大会が開催され、ヤークォプ・グリムはその議長役を務めた。この大会は形式的には学術大会であるけれども、実態はドイツの統一をも視野に入れたきわめて政治色の強い集会であった。

その招請状は、グリム兄弟と、アルント、ゲルヴィーヌス、ミッターマイアー、ランケ、ウーランツ、ライシャーの連名で書かれたものであった。このうち、ゲルヴィーヌスは、ゲッティンゲンの七教授の一人であり、ヤークォプ・グリムとともに国外追放された同事件の中心人物であった。彼らの名前を招請状に見出したとき、人々はゲッティンゲンの七教授事件とゲルマニステン大会の連続性を想起せずにはいなかっただろう。

ゲルマニステン大会の招請状には、以下のような文面がみられる。

「我々ドイツの法・ドイツの歴史・ドイツの言語に携わる者は、祖国にとって栄光の都であるフランクフルト・アム・マインにおいて、一八四六年九月二四日よりの数日間、互いに交流を深めることを決意しました。また同好の方々とも当地でお会いしたいと存じますので、御予定を各方面にお知らせするべく、公的な手続をお取りください。」

「……さらに我々の集会を根拠づけるにあたって重要なことは、祖国にとっての目的、つまりドイツ学の擁護であります。ここではドイツの言語と文学が本質的に関与し、また同時に他の部門を補完するのです。ドイツ学と

いうことで私が理解する学問とは、ドイツ人が携わっているかぎりでの学問ではなく、ドイツ民族そのものを、なかならずその法と歴史と言語とを対象とする学問のことなのです。⁽²⁾

ゲルマニステン大会は、ドイツ法とドイツ史とドイツ語の研究者を結集して「ドイツ学」を構築せんとする企てであった。〈法〉と〈歴史〉と〈言語〉の各々からゲルマン的ドイツを再確認する試みであった、とすることもできる。ゲルマン的ドイツといったが、「ドイツ人の神聖ローマ帝国」という奇妙な名称の国家が崩壊して以来、「ドイツ」なる観念は政治的意味を失っていた。ゲルマニステン大会は、法と歴史と言語の側面からゲルマンの民族性を掘り起こすことによって、可能ならばドイツ国家の枠組みを再び描き出そうとの試みであった。

したがって、ヤーコプ・グリムがゲルマニステン大会の議長に選出されたことも、けっして偶然の出来事ではなかった。グリムは、『ドイツ法古事誌』(一八二八年)や『ドイツ神話学』(一八三五年)の研究をつうじてドイツの法や歴史について実績を残していたし、ゲッティンゲンの七教授事件を契機に『ドイツ語辞典』の編纂を依頼されたことにはかなならなかった。ヤーコプ・グリムを措いて、ゲルマニステン大会の議長にふさわしい人物はいなかった。

ところで、〈法〉を〈言語〉とともに民族の〈歴史〉の所産と捉える発想は、そもそもがサヴィニーのものであった。周知のように、サヴィニーは『立法と法学に対する現代の使命』において、次のように述べている。

「さしあたり文書上の歴史に見出されるところでは、民法は、言語や習俗や国制と同様に、民族に固有な一定の

性質をもっている。しかもこれらの現象はけっして別々の存在なのではない。一民族の個々の能力や活動というものは、本性上は分かちがたく結合しているのだが、見方によれば特別な性質としても現れる。これらの現象を一つの全体に結びつけるものは、民族の共同の確信、つまり内的必然性という同一の感情である。この感情は、偶然的かつ恣意的な発生に即したあらゆる思いつきを排除するものである。⁽²²⁾」

この有名な文章でサヴィニーが直接に言及しているのは、「民法」(bürgerliches Recht)であって必ずしも法一般ではない。また、「習俗」(Sitte)や「国制」(Verfassung)に触れているが、これも慣習法や憲法そのものではない。にもかかわらず、彼は法を民族の歴史的所産と捉えて、しかも習俗や国制と一体のものとして理解している。サヴィニーは、こうして歴史法学を立ち上げた。歴史法学が法の歴史的研究を第一義としたことは、あらためて確認するまでもないだろう。ただし、サヴィニーの場合、先の綱領論文においても後の研究においても、「言語」(Sprache)に関しては、比喩的表現はともかく、それ以上の積極的な位置付けはなされていない。

サヴィニーの『立法と法学に対する現代の使命』について、ヤロップ・グリムがウィーンから書評を送ったことはすでに述べた。右に引用した個所については、以下のような言及がみられる。

「八頁、九頁。法と習俗および言語との等値もしくは同値が、全員にわたって徹底的にかつまったく決定的に言い当てられています。これではいわゆる自然法を承認することは、ますます不可能にならざるをえませんね。法は言語や習俗と同様に、起源や有機的な活力ある発展にしたがう、民族適合的なものなのです。法は言語や慣習と別のものとは考えられず、この三者は、人間を超えて存在する力によって、互いに最も内的に通じ合ってさえ

いるのです。⁽²³⁾

グリムはさらに明瞭に、「法と習俗および言語との等値もしくは同値」(die Gleichstellung und Vergleichung des Rechts mit der Sitte und Sprache) という表現で、サヴィニーの言明を引き取っている。法と習俗と言語が並列されているわけだが、ここでは「習俗」とはあるものの歴史なる言葉が用いられているわけではない。けれども、とくに民族的共同性において、習俗が歴史そのものであることはあらためて説明を要しないだろう。すなわち、歴史法学の綱領論文に見出されるサヴィニーの言に触発されて、グリムは〈歴史〉と〈法〉と〈言語〉の三位一体⁽²⁴⁾という構想を得たともいえるのである。

引用した箇所のおぐあとには、「言語あるいはポエジー」とか「歴史もしくは民間伝承」なる表現もみられる。グリムにとっての言語とはポエジー(詩||史)であり、歴史は伝説にほかならなかった。グリムはサヴィニーの投げかけた言葉を受け止め意図的にずらしながら、〈歴史〉と〈法〉と〈言語〉の三位一体を立証していった。

ベルリンにおいて、サヴィニーの歴史法学は、ドイツ近代私法学の主流として揺るぎない権威を確立しつつあった。けれども遅れてベルリンに招聘されたヤーコプ・グリムも、歴史と法と言語の三位一体からなる新たな学問を構想していた。それは歴史法学内部の二つの潮流として出発しながらも、しだいに乖離する運命にあった。一八四六年のゲルマニステン大会が、サヴィニーとグリムの歴史法学を大きく分岐させる、決定的な契機となったからである。

四 厳密でない学問

ゲルマニステン大会は、一八四六年の九月二十四日から二十六日まで、三日間の日程で開催された。会場は、フランクフルト中心部のレーマーと呼ばれる市庁舎にある皇帝の間であった。

この大会で議長に選出されたヤーコプ・グリムは、三つの講演をおこなっている。すなわち、「本大会に結集した三つの学問の相互関係および連携について」、「厳密でない学問の価値について」、「ゲルマニステンという名称について」と題するものである。いずれもゲルマニステン大会の意義を宣言したものであり、グリムにしかなしえない講演であった。

まず大会の冒頭で、詩人のルートヴィヒ・ウーラントが、ヤーコプ・グリムの名を挙げて議長推薦の弁を振るった。これを受けて、グリムが満場一致で議長に選出された。第一講演「本大会に結集した三つの学問の相互関係および連携について」は、その直後になされた。したがって、この講演は議長受諾演説の意味をも有していた。しかし、内容は単なる儀礼的な挨拶ではなく、まさにゲルマニステン大会そのものの目的を明瞭に示している。

グリムがいう「三つの学問」とは、大会の招請状に対応しており、要するに法学と歴史学と言語学のことである。第一講演の中で、彼はそれぞれを、「祖国の法」「祖国の歴史」および「言語研究」と表現している。〈法〉と〈歴史〉については「祖国」なる形容詞を付けており〈言語〉には付けていないが、それはむしろ、〈言語〉においてこそ民族的な意味を強調するためであった。グリムは、「民族とは何でしょうか」という問を投げかけて、みずからこう答えているからである。「民族とは、同一の言語を話す人々の総体であります」と。⁽²⁵⁾ 祖国つまりゲルマン

ドイツは、なによりもドイツ語という言語によって輪郭が設定されていた。

たとえ言語的視点からとはいえ、「祖国」の輪郭を設定するということは、ただちに明確な政治的意味を帯びざるをえない。ドイツ語を共通の言語とする民族が国家的統一を図るということは、多民族国家のオーストリアを排除することにほかならない。それは必然的に、プロイセンを軸としたドイツ国家の創出ということにもつながるだろう。非政治的なグリムではあったが、さすがにこのころは政治を意識していたようにもみえる。というのも、第一講演の最後に近いところで、〈歴史〉と〈法〉と〈言語〉を引き合いに出しながら、彼は以下のように発言しているからである。

「固有の政治に関しましては、それについて何事も決めてこなかった我々の集会にとつては、政治は異質なものなのかもしれません。けれども、歴史や法やときには言語の基盤で政治的領域に触れつつ生じる問題を、学問的な厳密さをもって取り上げたり議論したりすることは、自然でもあり不可避なことでもあるでしょう。」⁽²⁶⁾

ゲルマン的ドイツの枠組みを意識するかぎり、歴史を研究するにしても、法を研究するにしても、言語を研究するときにさえ、政治的問題に触れざるをえない。グリムはこのように述べて、慎重にはあるが、ゲルマニステン大会の政治的意味を示唆する。ここで具体的に述べているわけではないものの、それはシュレスヴィヒ、ホルシュタイン兩國のドイツへの帰属問題であり、オーストリアの排除問題であり、ひいてはドイツ統一の問題であるだろう。実際、これらはゲルマニステン大会において、ようやく鮮明な政治的課題となったのである。

ところで、そこにいう「学問的な厳密さ」(wissenschaftliche Strenge)とは、何を意味するのだろうか。第二講

演「厳密でない学問の価値について」は、まさにそれを逆説的に問いかけるものであった。

第二講演の冒頭で、グリムは学問の四分類を紹介している。すなわち、名譽をもたらず学問、パンをもたらず学問、名譽とパンをもたらず学問、名譽もパンももたらさない学問、の四つである。⁽²⁷⁾もとよりそれは単なる冗談であろうけれども、しかし、「パンのための学問」(Brotwissenschaft)が、法学の代名詞であることは周知の事実でもあった。

先の四分類はグリム自身のものではないが、これにつづけて彼は学問を二種類に分けている。

「でも、こうした誤った区別に立ち入ろうとは思いません。むしろここではフランス人によって示された、厳密な(exact)な学問と厳密でない(imexact)学問の区別に従いたいと思います。なぜドイツ語で言おうとしないのでしょうか。厳密な(genau)学問と厳密でない(ungenau)学問の区別です。厳密な学問には、周知のように、すべての命題を精密に証明する学問が教えられます。数学や化学や物理学のことですが、これらすべての探究はそうした緻密さなしには成り立ちません。これに対して、厳密でない学問に属するのは、まさに我々が没頭してきた学問であり、実際には誤ることがあるものの、恒常的な進歩のなかで間違いや欠陥からすっきりときれいに脱するまでは、そうした欠点や弱点も可能なかぎり長期にわたって許容される学問なのです。歴史学や言語研究や詩学(Poesie)などは、もとより厳密でない学問です。同様にして、歴史の所産たる法が完全なる厳密性を有することなどありませんし、陪審員の判断が算数であるはずもありません。そうではなく、完全なる厳密性を有するのは単純な人知のみなのですが、これにさえ錯誤が伴っているのです。」⁽²⁸⁾

命題の精密な証明が必要か否かによって、「厳密な学問」と「厳密でない学問」が区別される。数学や化学や物理は厳密な学問であり、歴史学や言語学は厳密でない学問である。これについてはともかく、問題は法学を厳密でない学問に分類している点であり、しかもそれをグリムが論じている点である。グリムの講演は、フランクフルトに集まったゲルマニステンではなく、ベルリンのサヴィニーに向けて語られている。サヴィニーこそは、法学を厳密な学問として構築しようとする張本人であったからだ。

サヴィニーは自身の法学を「歴史法学」と名づけたが、当初より歴史的方法と体系的方法を併存させていた。このうち彼の体系志向は、法学を幾何学や数学に接近させる意図を含んでいた。たとえば、『立法と法学に対する現代の使命』には、二辺と夾角により三角形が特定のに証明されるのと同じように、法的概念や法的命題の論理的関係を認識すべし、というよく知られた言明が見出せる。²⁹⁾ 単なる比喩的表現にすぎないともいえるが、サヴィニーの強い体系志向は、やがて概念法学として継承されていく。

サヴィニー自身が法を概念的記号の論理式としてまで構成したかは別として、そのような傾向を鋭く感じとったからこそ、グリムは、法は完全なる厳密性をもつものではないと牽制した。法学は、歴史学や言語学と同様に、「厳密な学問」ではなく「厳密でない学問」であることを確認しなければならぬ。

とはいえ、「厳密でない学問」とは、いかにも消極的な自己規定である。その積極的な価値は、どこに求められるのだろうか。先の引用箇所にかぎってみれば、それは「歴史の所産たる法」(Das der Geschichte anheim gefallene Recht)といった表現のうちにあるだろう。これはそもそも、歴史法学の出版に際して言明された、サヴィニーの基本認識であったはずだ。だが、歴史は論理とは相容れない。歴史の森の中に法を求めようとすれば、厳密性への過剰な期待は断念すべきなのである。

「歴史の所産たる法」とは、また『法の内なるポエジー』を想起させずにはおかない。いずれも厳密でない、歴史学と法学と言語学とを統合することで、グリムはサヴィニーの歴史法学よりもいっそう歴史に根ざした、もう一つの歴史法学を提唱した。〈歴史〉と〈法〉と〈言語〉の三位一体が、総体としてゲルマンの民族性を構成することはいくらまでもない。

第三の講演は、「ゲルマニステンという名称について」であった。ゲルマニستنを招集したにもかかわらず、肝心の「ゲルマニスト」(Germanist)については直接の説明をしてこなかったが、グリムはここで議長として、あらためてその名称について説明している。それによれば、ドイツ史学者とドイツ法学者とドイツ語学者を総称する呼び名として「ゲルマニスト」を提案しているかのようなのである。けれども、ドイツ語の「スラヴィスト」(Slavist)やフランス語の「ラティニスト」(Latiniste)まで例に出しているわりには、すっきりした説明にはなっていない。グリの提案は、いささか強引にもみえる。

「したがって、慣れればすむことなのですが、我々の大会の将来の寿命にも関わるので、次のことを付け加えることにしましょう。すなわち、ゲルマニステンという名称を、法学者と歴史学者と言語学者に拡張するのに、いかなる疑問も生じないことを。その名称は、ドイツ学に従属するものにはかなりませんし、それは実に美しい名前なのです。」⁽³⁰⁾

「ゲルマニステン」という名称についても、これをサヴィニーとの訣別宣言と解すれば、とたんにわかりやすくなる。歴史法学は、『歴史法学雑誌』の主宰者や寄稿者をも、はじめから二つの潮流を抱えていた。サヴィニー

らローマ法研究者の「ロマニステン」(Romanisten)と、アイヒホルンらゲルマン法研究者の「ゲルマニステン」(Germanisten)である。ドイツ近代私法学の樹立という観点からすれば、サヴィニーの綱領論文とその後の旺盛な研究活動もあり、ロマニステンが主流であった。ところが、サヴィニーの愛弟子であるにもかかわらず、ヤーコプ・グリムの『法の内なるポエジー』は、ゲルマニステン側からの、もう一つの歴史法学の提示にほかならなかった。

グリムとサヴィニーのこうした関係からすれば、グリムが法学者のみならず歴史学者や言語学者を集めてゲルマニステン大会を主宰するということは、ゲルマン法学の枠組みを歴史学や言語学の領域にまで拡張したということである。サヴィニーのローマ法学とは明確に一線を画したことを意味する。グリムは、「ロマニステン」的法学に抗して、「ゲルマニステン」の名称を拡大し、法学と歴史学と言語学を統合して、新たな「ドイツ学」(deutsche Wissenschaft)として再編成しようとしたのだ。これはやがて、「ゲルマニスティク」(Germanistik)と称することになる。

第三講演の初めに、グリムは「ゲッティンゲンのフーゴー」の名前を挙げている。グスタフ・フーゴーは、サヴィニーとともに、歴史法学の最初の提唱者として知られていた。ところが、サヴィニーの権威があまりにも大きかったためだろうか、実態はサヴィニー批判であるにも関わらず、歴史法学を批判する際にはフーゴーの名前を持ち出すという奇妙な慣例があった。ヘーゲルもハイネもマルクスも、フーゴーの名前を挙げてサヴィニー批判をおこなったのである。例外は、法典論争時のそもその論争相手であったティボーや、ヘーゲルの弟子でありハイネの友人であり、マルクスの師でもあったガンスくらいしか思い浮かばない。だとすれば、⁽³¹⁾ゲルマニステン大会で、グリムがゲッティンゲンのフーゴーの名前を挙げたことは、大きな意味を帯びざるをえない。それは聴衆には、「ベ

ルリンのサヴィニー」と聞こえたはずだからである。

さて、第二回のゲルマニステン大会は、翌一八四七年の九月にリュートベックで開催され、このときもグリムは議長に選ばれた。第三回の大会は、さらに翌年の一八四八年にニュルンベルクで開かれる予定であった。しかし、これは実現しなかった。三月に革命が起きたからである。

その間、サヴィニーは一八四二年にプロイセン王国の立法改訂大臣に任ぜられて、ベルリン大学の教授職を辞していた。大臣になったのは、皇太子時代に師傅として仕えたフリードリヒ・ヴィルヘルム四世の強い要請に応じたからであり、教授を辞めたのはガンスとの確執に嫌気がさしたためといわれる。立法改訂大臣は、事実上の総理大臣であった。したがって当然ながら、三月革命の際には、サヴィニーは革命派の非難の矢面に立たざるをえなかった。少なくともベルリンにおいては、サヴィニーが大臣職を降りることで、革命運動の終息が図られたのであった。

他方のヤコブ・グリムは、フランクフルトで開催された国民会議のベルリン地区選出議員として、いわば革命派の象徴的人物に祭り上げられた。国民議会は、二年前にゲルマニステン大会がおこなわれたレーマーのすぐ近く、パウロ教会で開催された。今度は議長にはならなかったが、グリムの議席は議長席の真ん前に、一人だけ特別に設けられた。ゲッティンゲンの七教授事件以来、グリムは自由主義的民族的象徴であったが、特別の議席はそのことに敬意を示すためであった。フランクフルト国民議会は、ゲルマニステン大会の延長線上に、ゲルマン的ドイツの国家統一をめざした。しかし新たなドイツ帝国の皇帝に推戴された当のプロイセン国王がこれを拒絶したことにより、ドイツ統一の悲願はこのときは頓挫した。このことについて、サヴィニーの進言があったか否かについては不明である。

サヴィニーとグリムの二つの歴史法学は、ウィーン会議からフランクフルト国民会議にいたるドイツの政治とも形成された。革命後のサヴィニーとグリムの間関係や、それぞれの歴史法学のその後については、別の機会にあらためて論じるつもりである。

注

- (1) サヴィニーの「法学方法論講義」は、ヤーコプ・グリムの筆録(一八〇二年冬学期)によって遺され、ヘルマン・カン・トロヴィッツによって着目された。この刊行に際しては、ヴィルヘルム・グリムによる写本も参照されている。Friedrich Karl von Savigny, *Juristische Methodenlehre*, hrsg. v. Gerhard Wesenberg, Stuttgart, 1951, S.5 (Vorwort des Herausgebers). サヴィニー『法学方法論』服部榮三訳、日本評論新社、一九五八年、一頁以下(刊行者序文)参照。
- (2) 『中世ローマ法史』第一巻の序文は、サヴィニーからグリムへの最大級の謝辞で締めくくられている。「最後に、著者の友人ヤーコプ・グリムが、数多くの図書館、とりわけパリの図書館で尽力してくれた誠実な援助につき、感謝をもって言及せねばならない。おかげで、とくに本書の次巻以降を書くのに大いに役立った。正確さと気配りとは、それ以来この優れた人物の固有の研究で維持されており、また研究対象への誠実で愛情に満ちた関心からのみ生まれるものであるのだが、それらは当時は他の目的に奉仕したのであった」Savigny, *Geschichte des römischen Rechts im Mittelalter*, Bd. I., Nachdruck, Bad Homburg, 1961, S. XWf (Vorwort zur ersten Ausgabe)。
- (3) 一八〇四年四月十七日、メーアホルツでグンダ・ブレンターノと結婚。八月十日、トラীগス発。十月までハイデルベルクに滞在。マインツ、カールスルーエ、シュトゥットガルト、テュービンゲンに宿泊。十一月二日、シュトラスブルク着。ナンシーとメッツを経由して、十二月二日にパリに到着。Erik Wolf, *Grosse Rechtsdenker der deutschen Geistesgeschichte*, 4. Aufl., Tübingen, 1963, S.488f.
- (4) ヴォルフは、サヴィニーの青年時代の書簡などにナポレオンへの言及は一切ない、と断定している。Wolf, a.a.O., S.481. だが彼は、サヴィニーがパリに到着した一八〇四年十二月二日がナポレオンの戴冠式の当日であったことに気づいていない。

- (5) Wolf, S.489.
- (6) 「一八一四年、パリに進軍せんとする多数のドイツ兵を喜ばしい期待をもって宿営せしめたとき、私の精神は大いに感動していた。当時は、我が祖国の多くの友が私とともに、我々の法的状態を根本的に改善する可能性について、構想を練っていた。こうして私は、——わずか十四日間で——、我が心のまっただき熱情から、ドイツ一般民法典の必要性についての小論文を書いた。その中で示そうとしたのは次の諸点である。すなわち、我々の実定法、つまりユステイニヤヌスの実定法は、実質的にも形式的にも現代の国民には相応しくないこと、またドイツ人にとって、最も学識ある法学者の尽力によって編纂された全ドイツのための民法典以上に有益なものはないこと、だがその際、いかなる領邦も、地方性が求められるものならば若干のものを独自性として留保しうるだけであること」である。」Jacques Stern (hrsg.), *Thibaut und Savigny, Zum 100 jährigen Gedächtnis des Kampfes um ein einheitliches bürgerliches Recht*, Berlin, 1914, S. 11 (Einleitung). 『ザンムコー・ナー・ポー法典論議』長勢正利訳『早稲田法学』別冊第一巻、一九三〇年、三頁(緒論)参照。
- (7) Wilhelm Schoof (hrsg.), *Briefe der Brüder Grimm an Savigny*, Berlin u. Bielefeld, 1953, S.171.
- (8) ebd., S.171.
- (9) ebd., S.172. vgl., Ruth Schmidt-Wiegand, *Das sinnliche Element des Rechts*, Jacob Grimms Sammlung und Beschreibung deutscher Rechtsaltertümer, in: Brüder Grimm Gedenken, Sonderband, hrsg.v. Ludwig Denecke, Marburg, 1987, S.7f.
- (10) Schoof, aa.O., S.172.
- (11) ebd., S.173.
- (12) 「宛先：先日の手紙と同様。並木小路七十九番地、カール教会気付、ケラー伯爵。(遺憾ながら)」 ebd., S.178.
- (13) Schoof, aa.O., S.178.
- (14) Jacob Grimm, *Von der Poesie im Recht*, in: ders., *Kleinere Schriften*, Bd. V, Nachdruck, Hildesheim, 1965, S.166. リット「法の内なるボヘミー」堅田訳『ドイツ・ロマン派全集』第十五巻、国書刊行会、一九八九年、二三八頁以下。
- (15) Grimm, aa.O., S.163. 訳「二三五頁。なお、穂積陳重は、「剣がない時紡錘が嗣ぐ」(Wo kein Schwert vorhanden, da erbt die Spindel) による法議をこき解説してゐる。「前掲の法議中の Schwert (剣) 及び Spindel (紡錘) とする語が見え

- るが、ドイツの古法では男女をあらわすのに、かようにそれぞれの用品をシムボルとしたのである。そして男系親を『剣の親族』(Schwertmagen) または『槍の親族』(Speerwagen) と称し、女系親を『紡錘の親族』(Spindelwagen, Spilmagen) または『糸撚竿の親族』(Kunkelmagen) と称した。植積陳重『統法窓夜話』岩波文庫 一九八〇年、二二三頁。この点については、穂積の解説のほうが明快かもしれない。穂積が典拠としたのは、Eduard Graf u. Mathias Diether, *Deutsche Rechtspruchwörter*, 1864とあって、直接にはツリムに由来のものではなう。
- (16) Grimm, a.a.O., S.179ff. 訳 二五五頁以下。
- (17) 堅田「ヤーコン・ツリムの『ドイツ法古事誌』——ドイツ学と国学のあいだ——」『獨協法学』第六七号、二〇〇五年、一頁以下参照。
- (18) 堅田「グリム兄弟とゲッティンゲンの七教授事件」、『ドイツ・ロマン主義研究』御茶の水書房、二〇〇七年、五一七頁以下参照。
- (19) Seep Miller u. Bruno Sawadzli, Karl Marx in Berlin, Beiträge zur Biographie von Karl Marx, Berlin, 1956, S.84ff. vgl., Heinrich von Treitschke, *Deutsche Geschichte im Neunzehnten Jahrhundert*, 4.Teil, 6.Aufl., Düsseldorf, 1981, S. 542f.
- (20) Bettina von Arnim an ihren Sohn Freundund, Ende 1841, in: Lore Mallachow u. Gertud Meyer-Hepper, Bettina, Ein Lesebuch für unsere Zeit, 6.Aufl., Berlin, 1967, S.365. vgl., Ruth Reiter (hrsg.), Jacob und Wilhelm Grimm, Ein Lesebuch für unsere Zeit, Berlin, 1993, S.34.
- (21) Reyscher, Einladung an die Germanisten zu einer Gelehrten-Versammlung in Frankfurt a/M., in: Zeitschrift für deutsches Recht und deutsche Rechtswissenschaft, Bd.10, 1846, S.181ff. vgl., Mario G. Losano, Studien zu Jhering und Gerber, Ebeisbach, 1984, S.40f.
- (22) Savigny, Vom Beruf unserer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft, in: Hans Hattenhauer (hrsg.), Thibaut und Savigny, Ihre programmatischen Schriften, 2.Aufl., 2002, S.65. 『サヴィニー・ナッポール法典編纂』 二二頁参照。
- (23) Schoof, a.a.O., S.172.
- (24) 堅田『歴史法学研究——歴史と法と言語のトリマーデー——』日本評論社、一九九二年、とくに九七頁以下参照。

- (25) Grimm, Über die wechselseitigen Beziehungen und die Verbindung der drei in der Versammlung vertretenen Wissenschaften, in: Kleinere Schriften, Bd. VII, Nachdruck, Hildesheim, 1966, S.556. 木村直司「ドイツ民族主義の原点」
木村直司・今井圭子編『民族問題の現在』彩流社、一九九六年、五〇頁参照。
- (26) a.a.O., S.562.
- (27) ders., Über den Werth der ungenauen Wissenschaften, in: Kleinere Schriften, Bd. VII, S.563.
- (28) a.a.O., S.563f.
- (29) Savigny, a.a.O., S.71. 『サヴィニー・ドイツ法典論議』八一頁参照。
- (30) Grimm, Über den Werth der ungenauen Wissenschaften, S.568f.
- (31) 堅田『歴史法学研究』四三頁以下、一一三頁以下、一五一頁以下、一七七頁以下参照。